

## 震災津波関連資料の収集・活用等に係るガイドラインの論点整理について

章	節	有識者会議の意見や他県等の先行事例等	ガイドラインの方向性（案）
はじめに		<p>・市町村が実際にアーカイブするとなると相当の負担になる。ガイドラインとしては、特に市町村にケーススタディをつくって出していくのが一番だと思う。市町村にガイドラインを見ていただく仕組み作りを、しっかり示していかないといけないと思う（第2回：柴山副委員長）</p>	<p>本ガイドラインの取りまとめに際し、平成23年度に総務省が作成した「震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のためのガイドライン」を参考としつつ、本県の独自性に鑑み、基本的には県が震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の取組を進めていく上で必要な事項を示している。このため、市町村においては、各項目に記載されている方針や方法、手順等を、今後の収集・活用等を進めるに当たって必要に応じ参考にされたい。</p> <p>なお、本ガイドラインに掲載されている内容は、収集・整理・保存・活用の取組や社会経済情勢の変化が期待されるため、今後とも必要に応じて、所要の見直しを行っていくものである。</p>
1 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の必要性及び現状	1 収集・整理・保存・活用の必要性		ガイドライン参照
	2 収集・整理・保存・活用の現状	※第2回WG意見を踏まえ修正	資料の収集事例及び活用状況に分けて記載
2 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の課題及び対応の方向性等	1 震災津波関連資料の定義		<b>※範囲から定義に修正、収集範囲との混同回避</b>
	2 収集・整理・保存・活用の課題と対応の方向性	<p><b>(1) 収集・整理・保存・活用の目的の明確化</b></p> <p>①②・収集・整理・保存・活用の目的を明確化して集めねばならないという教訓がある。数多くの震災記録が存在しており、<u>全てを集めることが有益ではあるが、限られた予算のなかで、有効なものを集めていく必要がある。防災・教育・交流人口拡大の3つの観点で集めていきたい。</u>（第1回：柴山副委員長）</p> <p>・県としてのオリジナルを意義付けるためにこの3つから議論するのは大変結構だ。（第1回：友岡委員）</p> <p><b>(2) 震災津波関連資料データの共有化</b></p> <p>①②・デジタルアーカイブを幅広く情報共有するために、ウェブサイト公開は必要ではあるが、委員会を通して一番有効な方法を検討したい。（第1回：柴山副委員長）</p> <p>・交流人口の拡大にも、このデジタルアーカイブをつなげていけたらと考えている。（第1回：柴山副委員長）</p> <p><b>(3) 震災津波伝承施設の設置</b></p> <p>・デジタルと現場が違うことがないように、コンテンツの統一が必要。現場に来てもらうことが重要。現場に来ないと見られないというコンテンツも必要。（第1回：南委員長）</p> <p><b>(4) 資料に係る関係機関との連携</b></p> <p>いわて連携復興センターが活動している団体数が420団体、地元、県外もあるが、その中から45団体を絞って、こういう活動をしているといった冊子を発行している。あとは、これまで活動し</p>	<p><b>(1) 収集・整理・保存・活用の目的の明確化</b></p> <p>①震災津波及び震災からの復旧・復興の状況を後世に残すとともに、これらの出来事から得た教訓を国内外の防災活動に活かすため、岩手県内における震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用を進める。</p> <p>②防災・教育・交流人口の3つの観点に立った収集・活用等を優先的に進める。</p> <p><b>(2) 震災津波関連資料データの共有化</b></p> <p>①県や市町村等が保有する震災津波関連資料のリストや震災津波関連資料のデジタルコンテンツを整理・保存した<u>デジタルアーカイブ</u>を構築する。</p> <p>②県民等に情報提供を行うため、ウェブサイトにより公開する。その運用にあたっては、<u>3つの</u>観点に留意する。</p> <p><b>(3) 震災津波伝承施設の設置</b></p> <p>高田松原津波復興祈念公園内に設置を検討している震災津波伝承施設の展示等において震災津波関連資料の活用を進める。</p> <p><b>(4) 資料に係る関係機関との連携</b></p> <p>Webサイトにおけるデジタルアーカイブの公開においては、NPO等支援団体等のWebサイトとリンクを貼るなど、相互に連携した情報発信を図る。</p>

章	節	有識者会議の意見や他県等の先事例等	ガイドラインの方向性（案）
		ている財団、どこでどういう復興支援をしているという情報、 <u>現状どうなっているのかという情報は、ある程度つかんでいるので、それを入れ込んでいって、それを外部情報として使っていく</u> ということができる。（第2回：鹿野委員）	
3 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の推進体制	1 推進体制の整備	<p><b>3 NPO や地域団体等との連携</b></p> <p><u>復興ツーリズムや、女性や子どもといったテーマごとの防災に取り組んでいるNPOや団体がある。そうした民間団体の活用</u>ということもガイドラインに盛り込んでいただくと、岩手民間からの発信も継続して行えると考え。（第1回：葛巻事務局長（鹿野委員代理））</p>	<p><b>1 県の推進体制</b></p> <p>①復興局内に震災津波関連資料の収集・活用等に関する担当窓口を設置する。</p> <p>②関係各課で構成する「庁内連絡会議」を通じて、全庁的（又は部局横断的）な取組を推進する。</p> <p><b>2 市町村や関係機関との連携</b></p> <p>①市町村に出向いての意見交換の実施や、県・市町村連絡会議を開催する</p> <p>②市町村と県における適切な役割分担を整理・確認のうえ、一体的な取組を推進する。</p> <p><b>3 NPO や地域団体等との連携</b></p> <p>被災地で伝承活動、復興ツーリズムや防災研修などに取り組むNPOや地域団体等の活動とも連携しながら効果的な取組を推進する。</p>
	2 計画的な推進		ガイドライン参照
4 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用プロセス	1 全体の流れ		・県・沿岸市町村等の役割を入れたフロー図に差し替え
	2 作業計画		・事業計画書の内容例を記載
	3 所在調査		<p><b>(1) 調査目的</b></p> <p>県は、震災津波関連資料の収集・活用等を円滑に推進するため、資料の収集作業を実施する前に、収集先の資料の保有状況を把握する調査（以下、「所在調査」という）を行う必要がある。</p> <p><b>(2) 調査方針</b></p> <p>所在調査は、震災津波関連資料の収集作業を進めるための基礎資料となるばかりではなく、収集しない場合にあっても、その所在情報は、今後の震災津波関連の調査研究などに当たって非常に貴重な情報源になることから、対象機関ごとに、保有する震災津波関連資料の分野（種類）、資料名、所有権、分量、保管先等を調査し、把握しておくことが望ましいと考える。</p> <p><b>(3) 調査方法・手順</b></p> <p>(a) 行政が保有する震災津波関連資料の収集状況把握のための調査</p> <p>①調査対象機関、②調査内容</p> <p>(b) 民間が保有する震災津波関連資料の収集状況把握のための調査</p> <p>①調査対象機関、②調査内容</p>

章	節	有識者会議の意見や他県等の先行事例等	ガイドラインの方向性（案）																																		
	4 権利処理	<p><b>(1) 権利処理の定義</b></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>(参考)「イズ・オフィス」泉谷特許商標事務所ホームページより</b></p> <p>「権利処理」とは、他人の著作物や登録商標などの知的財産を利用したい場合に、相手の了解をとったり（これを「利用（使用）許諾を受ける」という。）、特定の目的に利用する権利を設定してもらったり、場合によっては権利そのものを譲り受けたりすることで、相手の権利を侵害しない状態にすること。</p> </div> <p><b>(4) 権利処理方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省事業では、<u>国立国会図書館の震災アーカイブ「ひなぎく」での公開が前提となっていたため、権利関係が大きな課題</u>であった。（第1回：凸版印刷 岡野課長）</li> <li>・総務省のガイドラインの会議では、個人情報、肖像権の問題が大きく扱われていた。また、二次利用についてはあまり触れられていない。<u>震災資料の収集では、教育・研究目的ならいいとか、有償ならいいとか、様々であった。そういった部分も反映させたい。</u>（第1回：柴山副委員長）</li> </ul>	<p><b>(1) 権利処理の定義</b></p> <p>権利処理とは、他人の著作物や登録商標などの知的財産を利用したい場合に、相手の了解を得たり（これを「使用許諾を受ける」という。）、特定の目的に利用する権利を設定してもらったり、場合によっては権利そのものを譲り受けたりすることで、相手の権利を侵害しない状態にすることを言う。</p> <p><b>(2) 権利処理方針</b></p> <p>震災津波関連資料を幅広く収集し、活用するため、権利処理は必要不可欠な法的な手続である。この手続が不十分な場合、折角収集した資料が有効活用できないほか、他者の権利を侵害する恐れもあることから、収集に当たって留意すべき権利の種類や権利処理手続について正しく理解し、適切な権利処理手続を取る必要がある。</p> <p>また、総務省が策定した「震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のためのガイドライン（以下「総務省ガイドライン」という）によると、権利処理は大きく分けて次の2種類がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①資料を収集する際に、所有者等の権利者から「許諾書」を用いて著作権等の許諾を得ること。</li> <li>②公開した資料をエンドユーザーが利用する際に「利用規約」を用いて利用を許諾すること。</li> </ol> <p><b>(3) 処理すべき権利の種類</b></p> <p>震災津波関連資料の収集・活用等に当たって留意すべき権利は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1715 1039 2813 1543"> <thead> <tr> <th colspan="2">権利の区分</th> <th>権利許諾が必要となる場面</th> <th>権利者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">著作権</td> <td>複製権</td> <td>アナログ・デジタル記録を譲り受けるために必要</td> <td rowspan="4">著作権者</td> </tr> <tr> <td>上映権</td> <td>展示等を行うために必要</td> </tr> <tr> <td>公衆送信権</td> <td>インターネット公開のために必要</td> </tr> <tr> <td>翻訳権</td> <td>メタデータ作成のために必要</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人格権</td> <td>肖像権</td> <td>映像、写真等で個人が特定できる場合に必要</td> <td rowspan="3">映り込んでいる個人もしくは著作権者</td> </tr> <tr> <td>プライバシー権</td> <td>個人が特定できる場合に必要</td> </tr> <tr> <td>氏名権</td> <td>個人が特定できる場合に必要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>商標権</td> <td>資料で商標が特定できる場合に必要</td> <td>商標権者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>意匠権</td> <td>資料で意匠が特定できる場合に必要</td> <td>意匠権者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所有権</td> <td>収集した物を展示施設等で展示する場合に必要</td> <td>所有者</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(4) 権利処理方法</b></p> <p><b>(a) 権利者からの許諾に関すること</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 収集する資料の権利者が判明している場合にあっては、収集の際は、必ず権利者から関連する権利の許諾に関する同意書（以下「使用許諾同意書」という。）を得る。</li> <li>② 支援団体から提供された資料など、権利者以外の第三者が作成・提供した資料等を収集する場合にあっては、必要に応じて第三者からの許諾（使用許諾同意書）を得る。</li> <li>③ 権利者からの使用許諾同意書については、震災津波関連資料を外部機関等から幅広く収集するため、権利者が同意を撤回する権利を行使できることを明記するほか、権利を尊重した使用の</li> </ol>	権利の区分		権利許諾が必要となる場面	権利者	著作権	複製権	アナログ・デジタル記録を譲り受けるために必要	著作権者	上映権	展示等を行うために必要	公衆送信権	インターネット公開のために必要	翻訳権	メタデータ作成のために必要	人格権	肖像権	映像、写真等で個人が特定できる場合に必要	映り込んでいる個人もしくは著作権者	プライバシー権	個人が特定できる場合に必要	氏名権	個人が特定できる場合に必要		商標権	資料で商標が特定できる場合に必要	商標権者		意匠権	資料で意匠が特定できる場合に必要	意匠権者		所有権	収集した物を展示施設等で展示する場合に必要	所有者
権利の区分		権利許諾が必要となる場面	権利者																																		
著作権	複製権	アナログ・デジタル記録を譲り受けるために必要	著作権者																																		
	上映権	展示等を行うために必要																																			
	公衆送信権	インターネット公開のために必要																																			
	翻訳権	メタデータ作成のために必要																																			
人格権	肖像権	映像、写真等で個人が特定できる場合に必要	映り込んでいる個人もしくは著作権者																																		
	プライバシー権	個人が特定できる場合に必要																																			
	氏名権	個人が特定できる場合に必要																																			
	商標権	資料で商標が特定できる場合に必要	商標権者																																		
	意匠権	資料で意匠が特定できる場合に必要	意匠権者																																		
	所有権	収集した物を展示施設等で展示する場合に必要	所有者																																		

章	節	有識者会議の意見や他県等の先行事例等	ガイドラインの方向性（案）													
		<p>■先行するアーカイブにおける資料収集時における使用の条件等</p> <p><b>(参考) 東北大学「みちのく震録伝」(デジタルアーカイブ)</b>  ア 個人情報及び肖像権が適切に処理されていないものは一般公開としないこと。  イ 第三者の権利を侵害する恐れがあるものは一般公開しないこと。  ウ 提供した素材の複製物を東北大学災害科学国際研究所が第三者に提供することを認めること。複製物を有償で第三者に提供することを禁じること。  エ 資料の提供にあたっての活用（利用）の条件を確認すること。  ※想定例「資料は研究用途のみ利用可。資料は非公開」「〇〇の目的のみ利用可」等</p> <p><b>(参考) 宮城県図書館「東日本大震災アーカイブ宮城」(デジタルアーカイブ)</b>  行政資料については、一般的に公表・公開を目的に作成しているが、業務上で撮影した写真等で、現在未公開であるものを、本事業において公開する場合などは、写真に非開示となるような情報がないことや公開することにより個人が不利益を被ることがないなど、下記記載の参考を考慮し、内容等を確認の上、公開資料を選定する。  (参考) 未公開写真等の公開に向けた基本的な考え方  県が業務上撮影した写真で、現在公開していない写真の利用（公開）は、  ①写真に、情報公開条例第8条第1項各号に定める、非開示となるような情報がないこと  ②公開することにより、個人情報など不利益を被ることがないよう配慮すること  [例：表札・看板・顔・ナンバープレート等で特定の個人が識別又は識別される恐れがあるもの]などを確認して利用を判断する。</p> <p>■インターネット上での公開に係るおことわり文</p> <p><b>(参考) 神戸大学附属図書館「震災文庫」(デジタルアーカイブ)</b>  おことわり  催しものや建物内部、人物の撮影・掲載には、多くの方々からご理解・ご協力をいただきました。しかし、本写真集の性格上、被写体となっている全対象から完全にご承諾を得るのは困難です。もし問題がございましたら、お手数ながらご一報いただきますようお願い申し上げます。  大木本美通（撮影者）、神戸大学附属図書館</p>	<p>条件等を確認できるものとする。  [使用の条件等]  ア 個人情報及び肖像権が適切に処理されていないものは一般公開としないこと。  イ 第三者の権利を侵害する恐れがあるものは一般公開しないこと。  ウ 提供した素材の複製物を岩手県が第三者に提供することを認めること。ただし、県は複製物を有償で第三者に提供することを禁じること。  エ 資料の提供にあたっての活用（利用）の条件を確認すること。  ※想定例「資料は防災、教育用途のみ利用可。資料は非公開」「震災後10年間は非公開」等</p> <p><b>(b) 公開の基準に関すること</b></p> <p>① 原則、既に公開されている資料及び権利処理された資料を一般公開する。  また、県の個人情報保護条例及び情報公開条例の規定等に基づき、公開する。  なお、行政文書については、予算、人的資源が限られていることから、その全てを網羅し、収集・活用等を進めることは非常に困難であるため、資料の存在のみを目録として公開する。  公開区分及び方法については、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1715 856 2775 1276"> <thead> <tr> <th>公開区分</th> <th>公開方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般公開</td> <td>・デジタルコンテンツをインターネット上で公開</td> </tr> <tr> <td>・津波伝承施設や博物館など展示施設等で現物を一般公開</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">限定公開 (貸出・閲覧)</td> <td>・行政職員、研究者など公開相手を特定</td> </tr> <tr> <td>・防災検証、教育利用など公開目的や行事等を特定 ・震災後10年後、没後〇年など公開時期や回数等を特定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一部公開</td> <td>・マスク処理など公開範囲を一部に限定又は内容を改編のうえ公開</td> </tr> <tr> <td>・資料の存在のみを目録として公開</td> </tr> <tr> <td>非公開</td> <td>資料の存否以外は非公開</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 企業広告が掲載された広報物、個人が特定できる写真など、商標権及び人格権などの権利者の権利を侵害する恐れがある場合は、当該資料を非公開とする。ただし、マスク処理により企業や個人が特定されない処理をした場合を除く。  ③ ②以外に、権利者から公開の許諾を得ていない資料、及び権利処理関係が不明確な資料など、権利処理手続きが不相当と判断される資料も、非公開とする。  ③ 資料の公開方法については、使用許諾同意書の使用の条件等を遵守する。  ④ 次に該当する資料は、公開しない。  [現時点で公開できないと判断される資料]  ア 御遺体が写っている写真  イ その他法令及び公序良俗に反する資料</p> <p><b>(5) 権利処理フロー</b>  (略)</p> <p><b>(6) 権利処理フロー概要</b>  <b>(a) 提供方法の検討</b></p>	公開区分	公開方法	一般公開	・デジタルコンテンツをインターネット上で公開	・津波伝承施設や博物館など展示施設等で現物を一般公開	限定公開 (貸出・閲覧)	・行政職員、研究者など公開相手を特定	・防災検証、教育利用など公開目的や行事等を特定 ・震災後10年後、没後〇年など公開時期や回数等を特定	一部公開	・マスク処理など公開範囲を一部に限定又は内容を改編のうえ公開	・資料の存在のみを目録として公開	非公開	資料の存否以外は非公開
公開区分	公開方法															
一般公開	・デジタルコンテンツをインターネット上で公開															
	・津波伝承施設や博物館など展示施設等で現物を一般公開															
限定公開 (貸出・閲覧)	・行政職員、研究者など公開相手を特定															
	・防災検証、教育利用など公開目的や行事等を特定 ・震災後10年後、没後〇年など公開時期や回数等を特定															
一部公開	・マスク処理など公開範囲を一部に限定又は内容を改編のうえ公開															
	・資料の存在のみを目録として公開															
非公開	資料の存否以外は非公開															

章	節	有識者会議の意見や他県等の先行事例等	ガイドラインの方向性（案）
		<p>(7) 二次利用（震災津波関連資料の利用規約）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>WG で議論された権利処理のことだが、今ある資料を使って他の資料をつくるという<u>二次資料・三次資料の作成についても含まれているのか</u>（第2回：澤口委員）</li> <li>オープンデータのような形で公開してしまうので、その際に権利処理として<u>こういう範囲で利用しますというのを明確</u>にして、権利許諾をいただくということが現実的な方法なのかなと思います。（第2回：大沢委員）</li> <li>一定の分類基準で収集し保存した資料が利活用される場合、資料提供者の趣旨と異なる形で使用されることが起こる可能性があります。利活用する側が収集した資料に解釈を加え、ストーリーの中に当てはめていくわけですのでそれはそれでいたしかたないことと思いますが、資料提供者の趣旨とあまりにもかけ離れて活用された場合、トラブルになる恐れがあります。<u>資料収集にあたっては、それを利活用するうえでの条件の有無、有の場合の内容についてもきちんと記録し、利活用に当たっては資料提供者が提示した条件を守りつつ使用する必要がある</u>と思います。（第2回：赤沼委員）</li> </ul>	<p>2次利用が想定されるデジタルアーカイブについて、エンドユーザーの利用規約を制定する。</p> <p>制定項目としては、利用方法(改変、再配布、加工・二次利用の有無)、営利・非営利の許可、利用目的の限定(例：研究・復興支援・教材などの利用)などがあげられる。</p> <p>今回のデジタルアーカイブとしては、非営利目的であればコンテンツの改変・加工・二次的利用を認めるが、改変・加工したコンテンツは県に無償で提供することを義務づける。改変等されたコンテンツの拡販に制限を求めるとともに、提供されることによりコンテンツの充実を図るものとする。</p> <p><b>(b) 提供と利用許諾の依頼</b></p> <p>収集の詳細については次節で述べるが、収集する際には利用目的を明確にし、権利者と同意を得る必要がある。特に過去のアーカイブの事例でいくと、証言集を公開しようとした際、権利者と許諾を得ていたにも関わらず、権利者からの異議申し立てについて改めて許諾を取り直した事例もある。</p> <p>なお、県が市町村等で既に公開されている資料(ホームページ、広報活動 等)を収集し活用する場合であっても、その資料が二次利用の許諾を得ているかどうか確認する必要がある。</p> <p><b>(c) 利用許諾契約の締結</b></p> <p>権利者との権利処理では、利活用の幅を広げるためにも広範囲での許諾が望ましい。権利許諾においては、資料一つ一つに関して権利処理をしなくてはならないのが基本であるが、その際は、権利者にかなりの負担をかけてしまうことが想定されるため、県が全ての資料を受け取り、整理をしてから権利処理をする方法も考えられる。その場合、デジタル記録の場合は複製権の許諾を得る必要がある。</p> <p>また、別の方法として権利者から権利を全て取得する方法も考えられる。</p> <p>幅広く許諾を得た事例として、「みちのく震録伝 使用許諾同意書」を参考資料と掲載しており、許諾の際の参考にされたい。</p> <p><b>(7) 二次利用（震災津波関連資料の利用規約）</b></p> <p><b>(a)</b> 収集した震災津波関連資料については、出来るだけ多くの資料が二次利用できるように、前述の権利許諾手続に即した収集に努める。</p> <p><b>(b)</b> 権利者の許諾が得られた震災津波関連資料については、簡易な手続で二次利用できるように、利用規約を定め、公開する。</p> <p><b>(c)</b> 利用規約に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>[記載事項案]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 利用規約の効果が及ぶ範囲</li> <li>② 著作権等の帰属</li> <li>③ 利用条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア アーカイブの目的に反しない場合に限り、利用規約を同意のうえ利用可能とすること</li> <li>イ 利用の範囲 (利用可能な範囲：複製、上演、演奏、上映、公衆送信等) (禁止するもの：改変等)</li> </ul> </li> </ol>

章	節	有識者会議の意見や他県等の先行事例等	ガイドラインの方向性（案）
			ウ 利用手続き エ 利用時の留意事項 （例：コンテンツの出所及び提供者の明示、成果物の寄贈、権利の譲渡禁止等） ④ 個人情報の取扱い ⑤ 利用上の禁止事項 ⑥ 免責事項
	5 収集	<p><b>(1) 収集方針</b></p> <p><b>(参考) 宮城県図書館「東日本大震災アーカイブ宮城」(デジタルアーカイブ)</b></p> <p><b>○資料等の収集目的</b></p> <p>震災関連資料の量の確保及び県が構築する「(仮称) 宮城県震災アーカイブ」を特色あるアーカイブとして整備するため、各課(室)等において保有している震災関連の行政資料、配布資料及び添付資料等公表しているすべての資料を把握するとともに、その収集・整備を図る。</p> <p><b>(b) 期間区分(時間軸)</b></p> <p>・一次資料のところ、震災直後と72時間という目安が気になる。阪神淡路の時は直後という表現はいいかと思いますが、津波災害の場合は72時間というのは合うかどうかはすごく疑問に思えた(第2回：小原委員)</p>	<p><b>(1) 収集方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震災津波関連資料には、第2章に記載したとおり多様なものが含まれる。</li> <li>○ 震災津波関連資料については、制限を設けず広く集める方法もあるが、財源や人的資源が限られるなか、事業の効果を高め、効率的に進める必要があるため、①主体(誰が)、②収集対象(どこから)、③収集内容(何を)、④方法(どのように)、⑤利用目的(何のために)などの方針を定め、提供者に対し書面等を用いて丁寧に説明した上で取り組んでいく必要がある。</li> </ul> <p><b>(2) 収集方法</b></p> <p><b>(a) 収集対象(収集先)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県は、行政が保有する震災津波関連資料を収集対象とする。なお、県及び市町村が保有する震災津波関連資料を先行収集する。</li> <li>② 外部の機関や団体等(市町村内の団体企業等を除く。)からは、市町村の意向等も踏まえて、必要に応じて順次、県が窓口となり一括して収集する。 [外部機関・団体等(平成27(2015)年12月時点での想定)]</li> <li>ア 岩手県外の応援自治体</li> <li>イ 国(自衛隊等)</li> <li>ウ 警察</li> <li>エ 経済団体 - 商工会議所連合会、商工会連合会、経済連、県漁連、県建設業協会等</li> <li>オ 民間企業 - マスメディア関連(テレビ局、ラジオ局、新聞社等)</li> <li>カ 民間企業 - インフラ関連(電力、鉄道、通信等)</li> <li>キ その他民間企業</li> <li>ク NPO/NGO</li> <li>ケ 一般個人</li> </ul> <p><b>(b) 期間区分(時間軸)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県は、震災直後の初動対応を中心とした震災対応や復旧・復興に関する資料は、今後、国内外で発生する大規模災害に迅速かつ的確に対応する上で重要であることから重点的に収集する。</li> </ul>

章	節	有識者会議の意見や他県等の先行事例等	ガイドラインの方向性（案）
		<p>・時間軸に関して、未だ復興半ば。発災当時に限定せずに、発災当初に加え、現在も続く復興の過程も当然収集対象とすべきである。また、<u>三陸は地震や津波の多発地帯。できれば、過去の大規模自然災害も集めていただきたい。</u>（第1回：赤沼委員）</p> <p>・<u>時系列は3つ。3. 1 1よりも前、発災、その後の復興。</u>概念的に3つに分かれていて、そこにどういう資料があるかという整理がわかりやすい。（第1回：友岡委員）</p> <p>・<u>復興過程を追いながら集める</u>ことも必要だろう。（第1回：柴山副委員長）</p> <p>・どう復興したかを記録し、希望に繋がるといい。（第1回：南委員長）</p> <p><b>(c) 収集範囲</b></p> <p>・防災・教育・交流人口については、大きな基準だ。例えば教育は、震災学習と相互に含まれる可能性もある。この類型化、ないしは収集整理する際の基準をより細分化できれば、収集した際のボックスが作りやすく、議論しやすい。（第1回：友岡委員）</p> <p>・行政文書は保存義務があるが、行政文書ではないものをどう（保存）するか。（第1回：友岡委員）</p> <p>・他の自治体の場合、震災から3年程で資料がなくなるということが起きている。職員の異動のタイミングで整理（処分）をしてしまったようだ。例えば、災害対策本部のメモがなくなっている。今回どこまで集めるのかも議論の一つだろう。（第1回：柴山副委員長）</p> <p>・復興のプロセスでは、高台移転の合意形成が復興ではない。<u>住まいの再建後の暮らしの再建のプロセスが重要だ。いまは無い情報をどう情報収集するのか。</u>（第1回：澤田委員）</p> <p>・<u>復興期はプロセスが重要。問題もあるなかで合意形成がどのように行われたか。どの部分で問題が発生したのかを整理することによって、次の震災が起こった際、なるべく早い合意形成を生むことができる。</u>そういう教訓をまとめると復興プロセスも早くなる。（第1回：柴山副委員長）</p> <p>・<u>震災直後の大混乱期をどう乗り切ったのかは、二次資料にはまとまっているが、一次資料が無い。</u>（当時は）通信手段が無いなかで自分の安否を伝えるために、<u>避難所で「私は生きている」という紙を貼りはじめていた。それが原点の記憶であり、一次資料</u>だろう。（第1回：小原委員）</p> <p>・<u>避難所が生活の場になったが、将来の防災に役立つ。</u>また、教育委員会や学校などによる避難所運営に差があった。なぜかを検証するためにも資料を集めてもいい。（第1回：小原委員）</p>	<p>② 県は、将来の防災教育への活用等を見据えて、震災以前の各地域の自然や暮らしの様子を伝える資料や三陸地域の地震や津波などに関する資料も収集する。</p> <p>③ 県は、収集する期間について、資料収集は、県の復興計画期間（H23～30）を目安とし、継続的に実施する。終期については、国の復興期間（H23～32）や各市町村の復興計画における復興事業の進捗等を踏まえて決定する。</p> <p><b>【期間区分（時間軸）】</b></p> <p>ア 震災以前</p> <p>イ 震災対応期（岩手県災害対策本部の設置期間：H23. 3. 11～H23. 8. 11）</p> <p>ウ 復旧・復興期（H23. 8. 12～H30 年度を目安）</p> <p><b>(c) 収集範囲</b></p> <p>① 県（ガイドライン 28 ページ表を参照）</p> <p>岩手県地域防災計画「地震・津波災害対策編」（※3）及び岩手県東日本大震災津波復興計画に位置付けられた事業・取組に関して、県で作成・撮影・配付した資料のうち、次に該当するもの。アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物）など媒体は問わない。</p> <p><b>【行政文書】</b></p> <p>ア 各計画推進に関する重要な決裁文書</p> <p>イ 自治体刊行記録物（記録誌、報告書等）</p> <p>ウ 住民・事業者等向け説明会・協議会資料</p> <p>エ 住民・事業者等向けに提供した資料（各種チラシ、掲示物、申請書等）</p> <p>オ 写真・映像（住民等から影響されたものを含む）</p> <p><b>【行政文書以外】</b></p> <p>カ その他（住民向け等に公表された資料で上記以外のもの）</p> <p>② 沿岸部市町村（本県沿岸地域に所在する5市4町3村）</p> <p>各市町村の地域防災計画「地震・津波災害対策編」及び復興計画に位置付けられた事業・取組に関して、各市町村で作成・撮影・配付した資料のうち、次に該当するもの。アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物）など媒体は問わない。</p> <p><b>【略】</b></p> <p>③ 内陸部市町村（上記②以外の21市町村）</p> <p>各市町村の地震被害及び後方支援に関連する事業・取組（物資支援、職員・ボランティア派遣、避難者支援等）に関して、各市町村で作成・撮影・配付した資料のうち、次に該当するもの。アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物）など媒体は問わない。</p> <p><b>【略】</b></p>

章	節	有識者会議の意見や他県等の先行事例等	ガイドラインの方向性（案）
		<p><b>(参考) 宮城県図書館「東日本大震災アーカイブ宮城」(デジタルアーカイブ)</b></p> <p><b>○連携市町村から資料を収集した際の考え方</b></p> <p>1 市町村で作成・撮影・配付した資料を収集する。</p> <p>(1) 自治体刊行記録物</p> <p>(2) 被災状況写真、被災状況報告、記録誌作成時に収集した資料</p> <p>(3) 発災後から住民などに提供した資料</p> <p>(4) 復旧状況や復興過程などを住民に知らせるために作成・撮影・配付した資料</p> <p>(5) 市町村主催、あるいは外部団体等の支援や協力による催事の広報資料</p> <p>(6) その他の自治体（学校、病院等を含む）で作成・撮影・配付した資料</p> <p>2 住民や外部団体から市町村に提供された資料を収集する。</p> <p>(1) 住民やボランティア団体が撮影・作成等を行い、市町村庁舎内で配付した資料</p> <p>(2) 住民やボランティア団体が撮影・作成等を行い、市町村に寄贈された資料</p>	<p>④ 外部機関・団体等</p> <p>外部機関・団体等が撮影・作成等を行った資料のうち、次に該当するもの。アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物）など媒体は問わない。</p> <p>ア 収集目的に合致し、県又は市町村に提供済又は提供可能な資料</p> <p>イ 民間からの資料については、行政が作成する資料からは窺い知ることのできない、地域住民の「生活」が明らかとなるような資料（発災から暮らしの再建に至る過程でのさまざまなエピソードや教訓、移りゆく風景などを記録した資料はもとより、発災前の生活に関する資料）</p>
6	整理・分類	<p><b>(1) 整理・分類方針</b></p> <p>・収集整理に関するフローの中で、メタデータの付与というところが後ろのほうにでてくるが、実は<b>そういう情報（*メタデータの項目）は最初に作成しフローにうまく流していくことになる</b>。最初に把握する情報をいかに後工程のフローと連携し、メンテナンスしていくことが重要で、フローから抜け落ちがちなので気になった（第2回：杉本委員）</p> <p>②全ての資料に関しての所在、どこでどうやって集めていったという情報も長期間見ていって非常に大事な情報（第2回：杉本委員）</p> <p><b>(2) 整理・分類方法</b></p>	<p><b>(1) 整理・分類方針</b></p> <p>収集する震災津波関連資料は、資料提供者、形態、内容、利用範囲等、それぞれ資料によって異なる事が想定される。そのため、資料を説明する情報についても、提供者より資料とともに受領する必要がある。</p> <p>収集した震災津波関連資料や、資料を説明する情報を整理、分類することで、長期的な管理、利用、保存が可能となるため、震災津波関連資料を収集する前に整理の基準や、分類の基準をあらかじめ決めておくことが重要である。</p> <p>資料を説明する情報は、一般的にはメタデータと呼ばれており、例えば本の「タイトル」「著者」「出版社」「発行日」「値段」などが該当する。検索用のキーワードをメタデータとしてあらかじめ付与しておくことで、対象となる情報資源を効率的に検索できることに加え、コンテンツがデジタルデータの場合は、どのようなフォーマットで保存されているのかをメタデータとして記録しておくことで、再生するための方法を識別したりすることができる。</p> <p>このように、震災津波関連資料をより広く、より扱いやすくするために、メタデータの付与も含めた資料の整理分類が重要である。</p> <p><b>(2) 整理・分類方法</b></p> <p>県は、震災津波関連資料の収集を所在調査の結果を元に進めるが、所在調査や収集を行う際には、あらかじめ整理・分類の基準を定め、保存や活用も見据えた上で取り組むことが重要である。ここでは、県が収集する震災津波関連資料の整理・分類方針について明示する。</p> <p><b>(a)</b> 県は、本ガイドラインで定めた収集方針に沿った整理分類作業を実施する。</p> <p><b>(b)</b> 県は、資料の利用範囲や公開可否等、資料提供者の意志を反映した保存や利活用ができるよう、整理分類作業を実施する。</p> <p><b>(c)</b> 県は、本ガイドラインに基づき収集した震災津波関連資料については、活用を図るために資料提供者の協力を元にメタデータの充実を図る。</p> <p><b>(d)</b> 県は、メタデータは経年で変化する可能性があるため、その改変歴も残すよう努める。</p>

章	節	有識者会議の意見や他県等の先行事例等	ガイドラインの方向性（案）
		<p>(3)メタデータ付与</p>	<p>(e) 県は、既に構築されている震災アーカイブとの連携を視野に入れた上でメタデータ項目を設定する。収集する震災津波関連資料は資料提供者、形態、内容、利用範囲等、それぞれ資料によって異なる事が想定される。そのため、資料を説明する情報についても提供者より、資料とともに受領する必要がある。</p> <p><b>(3)メタデータ付与</b></p> <p>付与すべきメタデータの項目は、アーカイブ利用者がメタデータを検索する際にどのような項目が必要かを想定し、決定する必要がある(項目の詳細は(5)①参照)。</p> <p>尚、メタデータの付与にあたり、内容にばらつきが出ないよう一定の品質を確保するため、「メタデータ付与→検証→メタデータ再付与」の手順を踏むのが良い。</p> <p>メタデータは資料の根幹であることから、収集段階より項目を選定し把握する必要があるが、以下の点について検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集した資料の元々保持している情報が、公開に適さない場合又は改変する場合。</li> <li>・付与すべきメタデータ項目とその中で公開する項目。</li> </ul> <p style="padding-left: 2em;">*NDL東日本大震災アーカイブのメタデータ項目を参考にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活用履歴の保存(アーカイブで公開、展示会で展示 等)。</li> </ul>

章	節	有識者会議の意見や他県等の先行事例等	ガイドラインの方向性（案）
	7 保存	<p><b>(1) 保存方針</b></p> <p>・<u>収集資料の中に遺物（実物資料）が含まれているが、集めただけでは劣化が進み、いずれはなくなってしまう。</u>金属は錆びが進む。紙などの資料は一層腐敗する。実物資料については保管場所の確保に加え、<u>劣化進行を防止し、長期にわたり安定的に保管・活用できるようにするための措置</u>（安定化処理）<u>を施す必要</u>がある。（第1回：赤沼委員）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>（参考）本県の東日本大震災津波に関する文書の取扱（法務学事課通知参照）</b></p> <p>東日本大震災津波に関する文書（決裁、供覧済み文書、各種検討資料、記録、図面、メモ等）については、今後、歴史的文書として保存するため、保存期間満了後に廃棄処分としないこと。</p> </div> <p><b>(2) 保存方法・手順</b></p> <p>・公文書として作成されたものは、どこに保管されているか、また実際にアクセスできる状態なのか。また今後の管理方法を考えるべき（第2回：杉本委員）</p>	<p><b>(1) 保存方針</b></p> <p>(a) 本ガイドラインに基づき収集した震災津波関連資料については、活用を図るため、書籍、刊行物等の二次資料については岩手県立図書館、遺物については岩手県立博物館等関係機関と県復興局との役割分担を整理のうえ、適切に保存管理を行う。</p> <p>(b) 県は、本ガイドラインに基づく収集範囲以外の震災津波関連資料についても、当面、県法務学事課長通知に基づき、保存期間満了後に廃棄処分としないで、適切に保存管理する。なお、保存期間満了後の震災津波関連資料を歴史的な文書として保存するため、保管場所について検討していく。</p> <p>(c) 県は、市町村に対しても、市町村が所有する震災津波関連資料については、県と同様に保存期間満了後に廃棄処分としないで、当面、適切に保存するように要請する。</p> <p><b>(2) 保存方法・手順</b></p> <p><b>(a) デジタル化による利便性等と利点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル化し適切な保存措置をとることで、破損した資料の代替として安定的な保存が可能</li> <li>・デジタル化した情報をクラウド等の環境に保存することで、いつでもどこでも閲覧・利用が可能</li> <li>・現物の代わりにデジタル化して提供することにより、現物をより良い状態のまま保存することが可能</li> </ul> <p><b>(b) 記録の種類による保存手順</b></p> <p>① アナログ記録（文書、写真・画像、発災前の音声・映像・動画（テープ等））</p> <p>ア デジタル化しない場合</p> <p>県は市町村への保管指示のみ通知し、所在の目録を作成する</p> <p>イ デジタル化する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、アナログ記録の現物から複製作業を行う。現物をスキャニング、撮影などによりデータ化する）</li> <li>・複製作業により作成したデータは、県が外付けのハードディスクに複製保存する。</li> <li>・市町村等から収集した現物は所在調査の際の返却の有無により、県から市町村等へ返却、または県が現物保管する。</li> <li>・現物保管の場合は、県立博物館並びに県立図書館との協議のうえ、保管スペースを借用するか、新たな保管庫を県が確保し保管する。なお、長期保管にあたり、燻蒸処理・滅菌などが必要な場合は、専門家の指示のもと適切な処理を県の負担で行う。</li> </ul> <p>② デジタル記録（テキスト情報、写真・画像データ、音声データ、映像・動画、ウェブページ、ブログ・SNS）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県はデジタル記録の現物から複製作業を行う。</li> <li>・複製作業により作成したデータは県が外付けのハードディスクに複製保存する。</li> </ul>

章	節	有識者会議の意見や他県等の先行事例等	ガイドラインの方向性（案）
			<p>③ 物体（遺物）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、物体（遺物）の現物から複製作業を行う。（現物をスキャニング、撮影などによりデータ化する）</li> <li>・ 複製作業により作成したデータは県が外付けのハードディスクに複製保存する。</li> <li>・ 市町村等から収集した現物は所在調査の際の返却の有無により、県から市町村等へ返却、または県が現物保管する。</li> <li>・ 現物保管の場合は、県立博物館との協議のうえ、保管スペースを借用するか、新たな保管庫を県が確保し保管する。また、長期保管にあたり、燻蒸処理・滅菌などが必要な場合は、専門家の指示のもと適切な処理を県の負担で行う。</li> <li>・ 震災遺構の保存等については、各市町村で検討や対応を進めていることから、個別の遺構の保存等については、このガイドラインでは扱わない。</li> </ul> <p>ただし、県内の遺構については、陸前高田市の高田松原津波復興祈念公園内に整備予定の伝承施設やウェブサイトを通じて情報発信を行う。</p>
8	活用	<p><b>(1) 活用方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活用の具体的な方法をこのガイドラインに示すのではなく、<b>活用の際にどこがネックになるかを示して</b>ほしい。こういう使い方をしたいときには、こういう権利処理をするというのがわかるもの。使う際の条件を出して、それを一つひとつ潰していくようなガイドラインにすると、色々な人が様々な活用の仕方を考える際に、どういう手順を踏むとよいのがわかりやすくなる。<b>活用の含意を整理したほうが良い。</b>（第1回：澤田委員）</li> <li>・ どうしても収集してアーカイブをつくるという収集者視点になってしまい、<b>実際に使う人の視点・見通しと違ってきます。</b>（第2回：杉本委員）</li> <li>・ どれだけ資料提供されるかは、これをつくる過程で、<b>実際使う現場サイドの視点</b>で最終的なシステムやガイドラインを含めて出来上がっていくというのが重要であるといのが根底にあります（第2回：森本委員）</li> </ul> <p><b>(2) 活用方法</b></p> <p><b>(a) デジタルアーカイブでの活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今でなければ取れない情報は今収集しなければならないという活動をしてきたが、5年も経って収集するのであれば、ある程度、このように活用したいというもう一つの<b>受け皿を作っておくべき</b>では（第2回：鹿野委員）</li> </ul>	<p><b>(1) 活用方針</b></p> <p>収集した震災津波関連資料は、収集者視点ではなく、実際に使う利用者の視点に立った上で、デジタルアーカイブ並びに震災津波伝承施設での活用等を中心に、防災、教育、交流人口の3つの観点に即した活用を進めていく。</p> <p>① 防災</p> <p>今後、国内外で発生する大規模災害に迅速かつ・的確に対応する上で必要な資料の収集・活用等を進める。</p> <p>② 教育</p> <p>復興教育、防災教育を進め、子どもたちの心身の発達を促す上で必要な資料の収集活用等を進める。防災ボランティア、自主防災組織、地域防災リーダー、語り部などの人材育成を進める上で必要な資料の収集・活用等を進める。</p> <p>③ 交流人口</p> <p>復興ツーリズム、震災学習（企業研修旅行、教育旅行）などを意識した資料の収集・活用等を進める。</p> <p><b>(2) 活用方法</b></p> <p><b>(a) デジタルアーカイブでの活用</b></p> <p>震災津波関連資料の活用等を効果的に行うため、震災津波関連資料のデジタルコンテンツの保存管理機能（データストレージ）に加え、情報発信機能（Web サイト）を合わせもつ目的型アーカイブとして「岩手県震災アーカイブ（仮称）」を構築する。</p> <p>主な仕様は次のとおり。</p> <p>① 保存機能（データストレージ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震災津波関連資料のデジタルコンテンツの保存</li> </ul> <p>② 情報発信機能（Web サイト公開）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本コンテンツ（被災状況、復旧・復興の進捗状況など定型的な情報）</li> </ul>

章	節	有識者会議の意見や他県等の先行事例等	ガイドラインの方向性（案）
		<p>・検索が難しい方は一定のガイドというものを用意し、興味がある方がクリックしていただければいろんなものが出てくる仕組みが無いと、なかなか普及していかないと思う（第2回：赤沼委員）</p> <p>・必要な<u>キーワードの標準化を図り一括でみる</u>ことができるような仕組みがあればいい。（第2回：澤口委員）</p> <p>・横断的に検索ができる仕組みは、公共図書館でもできていますが、今回のアーカイブについても、<u>子供向けや先生向けなど対象者別にできれば</u>いいと思う。（第2回：澤口委員）</p> <p>・新しい解釈をつくっていくために使うというのが、災害のためのアーカイブの基本なのかなと最近考えている。…どういうものが役に立つかということ、<u>今の時点あるいは三年四年の時点で決めることは難しかった</u>のではと思う。あまり現段階でこれはいる、これはいらぬというのは、難しいと感じている（第2回：杉本委員）</p> <p>・市町村及び外部機関が既に集めているものを、全部持ってこようとしても持ってこれないので、<u>活用を考えるとリンクを貼る</u>ということも想定しながら、広がりを進めてもらいたい（第2回：南委員長）</p> <p>・外部との連携による<u>データベース情報構築の場合には民間との連携</u>をとってほしい（第2回：鹿野委員）</p> <p>・アーカイブにおいては利活用が大きな問題となってきます。今は収集することに力を注いでいるが、これが<u>30年、50年</u>と考えていった時に、それを<u>メンテナンスするにはコストがかかっていきます</u>ので、上手く使われないとそのコストを出し続けることに抵抗が出てきます。そういった意味で、まだそれほど利活用に触れられていないと思う。（第2回：杉本委員）</p> <p>・活用するのは人であると考え、<u>利用者に対してどうやってアプローチしていく場をつくっていくのか</u>が大事なのは。権利関係でいうとしっかりしたコンテンツ、生涯教育・社会教育を考えると、例えば、公民館・博物館が大きな足掛かりの場になります（第2回：杉本委員）</p> <p>・<u>復興計画</u>は県庁のホームページで調べられますが、行政文書は公開が基本ですが、<u>各自治体のホームページ</u>を見ても書かれているところがわからない。<u>それが一元化できればいいな</u>と考えます。どう活用するのかが活用する側が考えるべきで、アイデアを出す方がいいのではと思う（第2回：鹿野委員）</p> <p>・活用になるが、その時その時の時代性によって、こういう資料がほしいというものがあるかもしれない。現段階の学校教育で、いかに活用するのかわかることは一つの大事な要素だと思う。例えば、本県では「<u>いわての復興教育</u>」プログラムというのをを出しており、各学校、小・中・県立学校において展開しておりますが、例えばこのプログラムの構造にリンクを貼って資料が活用できるようにする。例えば、副読本も出していますが、ただこれは限られたページの中での資料なので、<u>アーカイブとリンクしてもっと深く掘り下げることができる</u>ようにとか。（第2回：森本委員）</p> <p>・子供たちが調べる側と提供する資料と、教育の指導者層が見るものという区分がある。また、災害発生時に学校がどういう指示を出したのか、うまい取り組みがあったのか、学校再開のプロセス・</p>	<p>・テーマコンテンツ（防災や教育、交流人口の3つの観点に関する情報）</p> <p>③ その他留意事項</p> <p>・キーワード検索等の検索機能を備えるなど、利用者の利便性を配慮する</p> <p>・資料の追加保存ができるように、情報の拡張性を担保する。</p> <p>・独自アーカイブを構築した市町村等とはリンクを張るなど連携を模索する。</p> <p>・構築・維持にできるだけ費用がかからない仕組みとする。</p> <p>・県民に向けては、公民館・博物館・生涯学習施設などで、デジタルアーカイブを活用したワークショップを開催し、防災学習の具体的な手法を学ぶ機会としていただく。</p> <p>④ コンテンツ例</p> <p>・防災計画・復興計画</p> <p>県内市町村の防災計画や復興計画については、年代順インデックスページを作成し、最新の計画と過去の計画が閲覧可能な状態にする。また、年代ごとに各自自治体の横断検索も可能となるよう構築する。</p> <p>・東日本大震災前～後</p> <p>まちの経年変化がかわる定点観測写真や航空写真の類は、展示や広報物のもとより、地域の歴史を伝える資料として、あるいは研究資料としても価値がある。公開サイトにおいても、コンテンツとして震災津波の被害状況をわかりやすく伝えるために必須といえる。</p> <p>・小中学校と防災</p> <p>災害発生時に学校はどう対応したか、タイムラインで画像や文章資料とともに掲載（生徒の安全確認～避難所開設～情報提供など。ほかにも、学校再開までのプロセスを、手続き書</p>

章	節	有識者会議の意見や他県等の先事例等	ガイドラインの方向性（案）
		<p>避難所を含めてさまざまな管理面でのカテゴリで分類されているのが、利用者ベースの考え方からの資料提供になります。（第2回：森本委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大きな<u>災害があつたり地震が起きたら</u>、このアーカイブがあり、避難所を立ち上げよう、どんな資料を蓄えたらいいんだとか、この<u>アーカイブにアクセスするとすぐにそういうことがわかる</u>。なかなか難しいことかもしれないが、おそらくそのプラットフォームになるようなアーカイブであつたらいいと思います（第2回：南委員長）</li> </ul> <p><b>(b) 震災津波伝承施設での活用</b></p> <p><b>(c) その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収集対象としてマスメディアがあるが、<u>収集・活用のイメージ</u>があれば教えてほしい。マスメディアで保管している所在等は把握できているが、著作権等の関係で提供できない資料がある（第2回：小原委員）</li> </ul>	<p>類のデータなどを活用し掲載。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「いわての復興教育」プログラム連動コンテンツ</li> </ul> <p>「いわての復興教育」プログラム【改訂版】（岩手県教育委員会、平成25年2月）に掲載されている、教育的価値3件21項目について、それぞれアーカイブ資料を使ったコンテンツを掲載・災害発生時の緊急対応災害発生時に対応すべきことを、行政向け、民間向け、地域住民向けのカテゴリで分け掲載する。</p> <p>その際に作成が必要となる書類の雛形例を収集資料から表示する。</p> <p><b>(b) 震災津波伝承施設での活用</b></p> <p>高田松原津波復興祈念公園内に設置を検討している伝承施設の展示等において震災津波関連資料の活用を進める。また、震災津波関連資料の活用にあたっては、県及び市町村等が整備する震災津波伝承施設間での連携方策についても併せて検討を進める。</p> <p><b>【資料例】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>避難所で被災者向け情報として掲出されていた、手書きの模造紙、津波襲来の時間にとまった時計等</li> </ol> <p>[留意点と対応方法]</p> <p>個人情報に掲載されていないか確認し、掲載されている場合は適切な目隠処理を行い、個人の特定につながらないように留意する。また、紙資料の保管時には脱酸性化処理を行うことで、劣化の速度を遅らせるなどの処理が必要。遺物については、津波や汚泥、細菌類の滅菌のため燻蒸処理をした上で、適切な保管や展示方法を検討する必要がある。展示の際にも、資料保護の観点から温度・湿度管理のほか、紫外線による劣化を防ぐ展示ケースを利用するよう配慮が必要となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>津波襲来時の画像や映像資料（公開・限定公開データ）</li> </ol> <p>[留意点と対応方法]</p> <p>実物資料や展示内容を補完する視聴覚資料として、iPadなどのデバイスを用いた来場者向けサービスとして館内および館外のまちあるき等に活用することが可能。(1)の公開ウェブサイトには掲載不可能な長時間の映像資料などが閲覧できるなど、被災地の伝承施設だからこそ閲覧可能な特別な資料についても検討する。</p> <p><b>(c) その他</b></p> <p>その他、収集した震災津波関連資料については、県立博物館、県立図書館等での県内の公共施設における展示会の開催、県外の公共施設への展示や県外フォーラム等イベントへの出展、防災学習や復興教育の副読本作成、広報物（チラシ・ポスター）等に幅広く活用する</p>